

健康保険証の廃止に伴う罰則規定の改正について (町田市国民健康保険条例の一部改正)

1 概要

健康保険証の廃止に係る国民健康保険法の改正が 2024 年 12 月 2 日に施行(2023 年 12 月 22 日政令公布) されることに伴い、町田市国民健康保険条例の罰則に係る規定について改正を要するため、2024 年 9 月議会にて同条例の一部改正を行います。

2 改正の内容

◆該当条項 第 41 条 (※下線は改正部分)

【改正前】市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。

【改正後】市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。

(1) 条項番号の整理

国民健康保険法から引用する項番号を改めます。

「第 9 条第 1 項若しくは第 9 項」→「第 9 条第 1 項若しくは第 5 項」

(2) 罰則の対象者の一部削除

健康保険証の返還に応じない者 (※) に対する過料の規定を削除します。

※国民健康保険税を滞納している世帯主に健康保険証の返還を求めるがこれに応じない者

(3) 健康保険証の有効期限まで従前の規定を適用

2024 年 12 月 1 日までに交付済みの健康保険証は経過措置として、1 年間を限度に有効期限まで使用することができます。

そのため、施行日前の行為、及び、健康保険証に係る施行日後から健康保険証の有効期限までの行為については、改正前の罰則規定を適用します。

3 施行期日

2024 年 12 月 2 日